



# 小浜市



## 令和6年度 入園の手引き (教育・保育給付認定の手引き)

### 受付期間

令和5年9月1日(金)～令和5年10月2日(月)

### 提出場所

小浜市役所子ども未来課 または 各施設

※マイナンバーカードを使用した、「マイナポータル」上での電子申請も可能です。  
詳しくは、11・12ページをご確認ください。

### 留意事項



・**令和6年4月から令和7年3月までの入園すべてを、この期間に受付します**ので、育児休暇が明けるなどの理由で職場復帰予定の方、市外より転入予定の方など、年度途中の入園を希望される方は、必ずこの期間中に申し込みを行ってください。(未出生児でも申込は可能です。)



・**入園後、新しい環境に慣れるための「慣らし保育」を実施しています。**  
※3歳以上児は約2週間、0～2歳児は約1か月間

### 【お問い合わせ】

小浜市役所子ども未来課

〒917-8585 小浜市大手町6-3

TEL:0770-64-6013 MAIL:kodomomirai@city.obama.lg.jp

# 1. 教育・保育給付認定について



## (1) 認定区分

保育園等の入園にあたっては、小浜市からの「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

「教育・保育給付認定」とは、お子さんの教育もしくは保育の必要性について、市が認定を行うものであり、認定区分によって利用できる施設が異なります。

認定区分	対象となる子ども	保育の必要性	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で教育を希望する方	なし	認定こども園（幼稚園部）
2号認定	満3歳以上で保育を希望する方	あり	・認定こども園（保育園部） ・保育園
3号認定	満3歳未満で保育を希望する方	あり	・認定こども園（保育園部） ・保育園

※1号認定の申し込み手順 … 5ページをご確認ください

※2・3号認定の申し込み手順 … 6・7ページをご確認ください

※小浜市内の教育・保育施設の一覧を18・19ページに掲載しています。



### 保育園とは…

保護者の就労などの理由により、家庭内での保育が困難なお子さんを、保護者に代わって保育する施設です。

入園の際には、3ページ「保育を必要とする事由」に該当することが要件となります。

### 認定こども園とは…

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育園が1つの施設に集約されている施設です。

認定こども園では、保護者が働いている、働いていないに関わらず利用ができ、また保護者の就労状況が変化した場合であっても、通いなれた施設を継続して利用できることが大きな特長です。

## (2) 2・3号認定の条件および保育必要量の決定

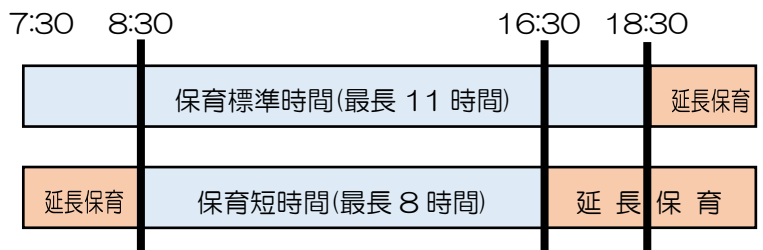
2・3号認定を受けるためには、下記「保育を必要とする事由」に該当することが必要となります。なお、認定の際には、保育を必要とする事由に応じて、認定の有効期間および保育必要量も決定します。

※保育必要量とは、保育を必要とする時間のことで、保育標準時間・保育短時間の2つの区分があります。

保育を必要とする事由	左記の要件	有効期間	保育必要量	
			保育標準時間	保育短時間
就労	月 120 時間以上の労働	小学校就学まで	○	○
	月 48 時間以上 120 時間未満の労働	小学校就学まで	不可	○
妊娠・出産	妊娠中または出産後間もないこと	出産予定日より6週間前の日の属する月の初日から、出産日から8週間が経過した日の属する月の末日まで	○	○
疾病・障がい	保護者が疾病・負傷、精神もしくは身体に障がいを有していること	小学校就学まで	○	○
介護・看護	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護または看護していること	小学校就学まで	○	○
求職活動	—	入園日から3か月間	不可	○
災害復旧	—	小学校就学まで	○	○
就学	—	小学校就学まで	○	○
育児休業 ※次ページ参照	すでに保育園等を利用して、継続利用が必要であること ※ただし、認定こども園の場合は、次ページの観点から、3歳児以上は原則1号認定となります。	育児休業にかかる子どもが満1歳に到達する日の属する月の末日まで	不可	○

### 保育必要量のイメージ

保育必要量	最大利用可能時間
保育標準時間(※)	7:30~18:30
保育短時間(※)	8:30~16:30



※認定こども園聖ルカ幼稚園のみ保育短時間は 8:00~16:00 です。

※各世帯の実態に応じて、それぞれの時間の範囲内で必要な時間を利用することになります。

なお、利用時間によっては、延長保育料がかかります。

## 育児休業中の保育認定について

- 育児休業中は、保護者が在宅されることとなり、家庭での保育が可能となることから、本来はご家庭内で保育いただく扱いとなります。
- しかしながら、育児休業の取得・終了を事由にお子様が入退園を繰り返すのは、お子様の発達の面から好ましくないため、育児休業中の継続利用を可としています。
- 一方で、認定こども園を利用している場合、1号認定に切り替えさせていただいたとしても、継続利用が可能となるため、原則、認定こども園の利用者のうち、3歳以上児については、1号認定の扱いとなります。
- しかしながら、お近くに育児の協力を得ることのできるご家族等がないなど、多様化する子育てニーズを踏まえ、すべての方を一律に1号認定とするのではなく、各ご家庭の状況を踏まえながら、2号認定のご相談に応じています。詳しくは、小浜市役所子ども未来課または各認定こども園までお問い合わせください。



## 2. 入園の申し込み手順について



### (1) 1号認定（認定こども園幼稚園部）の申し込み方法

認定こども園幼稚園部の申し込みを行う場合は、下記によりお申し込みください。

#### ア...提出書類

- ① 認定こども園・保育園等入園申込書 兼 教育・保育給付認定申請書
- ② 児童発達状況表

※上記書類は、小浜市役所子ども未来課および各認定こども園に設置しています。

また、子育て支援サイト「すくすくおばまっ子」にも掲載しています。

<https://www1.city.obama.fukui.jp/obm/kosodate/4696>



※書類提出の際には本人確認として、マイナンバーの提示をいただいております。

詳しくは10ページをご覧ください。

#### イ...提出先

希望園	提出先
浜っ子こども園	子ども未来課 または 浜っ子こども園
そらのとりこども園	そらのとりこども園
聖ルカ幼稚園	聖ルカ幼稚園

#### ウ...申し込み受付期間

令和5年9月1日(金) ～ 令和5年10月2日(月)

#### エ...申し込み後の流れ

令和5年10月	園による選考・内定通知発出
令和5年12月	市より支給認定証の発送
令和6年1月～順次	入園に向けた面接

#### オ...留意事項

・申し込みにあたっては、各園が作成した募集要項を必ず一読ください。



・申し込み人数が募集人数を上回った場合、抽選により選考を行います。  
あらかじめご了承ください。

## (2) 2・3号認定（保育園等）の申し込み方法

保育園や認定こども園保育園部の申し込みを行う場合は、下記によりお申し込みください。

### ア 提出書類

- ① 認定こども園・保育園等入園申込書 兼 教育・保育給付認定申請書
- ② 保育が必要なことを証明する書類

※下記表のとおり、保育を必要とする事由によって提出書類が異なります

保育を必要とする事由		必要な書類	その他必要な書類
就労	会社などに勤務	就労証明書 ※必ず所属先からの証明を受けてください。 自署のものは受付できません。	—
	内職		申告書
	自営・農業・漁業等	納品書や発注書の写し	申告書
妊娠・出産		母子手帳の写し ※表紙および予定日のページ	申告書
疾病・障がい		診断書または障害者手帳の写し	申告書
介護・看護		診断書	申告書
求職活動		求職申告書	ハローワークの登録票等
就学		在学証明書または合格通知書の写し	申告書

- ③ 児童発達状況表
- ④ 家族状況調書（65歳未満の祖父母が同居している場合のみ）
- ⑤ 重要事項確認書 兼 同意書

※上記書類は、小浜市役所子ども未来課および各施設に設置してあります。  
また、子育て支援サイト「すくすくおばまっ子」にも掲載しています。  
<https://www1.city.obama.fukui.jp/obm/kosodate/4696>



※書類提出の際には本人確認として、マイナンバーの提示をいただいております。  
詳しくは8ページをご覧ください。

### イ 提出方法

小浜市役所子ども未来課 または 各施設

※マイナンバーカードを使用した、「マイナポータル」上での電子申請も可能です。  
詳しくは、11・12ページをご確認ください。

### ウ 申し込み受付期間

令和5年9月1日(金)～令和5年10月2日(月)

## 工 利用調整



**申し込みのあったすべての方について、8・9 ページの表に基づき点数を付し、点数の高い方（保育の必要性の高い方）から優先的に入園を決定していきます。**

**したがいまして、第1希望や第2希望、場合によっては第3希望にも添えないときがありますので、あらかじめご了承ください。**

## 才 申し込み後の流れ（予定）

令和5年11月～12月	利用調整 ※必要に応じて市から連絡させていただくことがあります
令和5年12月末	内定通知および支給認定証発送
令和6年1月～順次	入園に向けた面接

## 力 留意事項



**令和6年4月から令和7年3月までの入園すべてを、この期間中に受付しますので、育児休暇が明けるなどの理由で職場復帰予定の方、市外より転入予定の方など、年度途中の入園を希望される方は、必ずこの期間中に申し込みを行ってください。**



**お子さんの入園にあたり、新しい環境に慣れるための「慣らし保育」を実施しています。具体的には、3歳以上児で2週間、0～2歳児は約1か月かけて、お預かりする時間を少しずつ伸ばしていきます。慣らし保育中は、午前中のみで降園する期間もありますので、お子さんのお迎えの時間にご注意ください。**



## 利用調整にかかる点数表

※お子さんごとに、下記（１）基本点数と次ページ（２）調整点数を合算して、点数を付していきます。

### （１）基本点数

事由		保育ができない理由・状況	点数
① 就 労	外勤務 居宅外自営	1日6時間・週5日かつ月120時間以上勤務	10
		1日4時間・週4日かつ月64時間以上勤務	9
		1日4時間・週3日かつ月48時間以上勤務	7
	内勤 (内職) 居宅内自営	1日6時間・週5日かつ月120時間以上勤務	9
		1日4時間・週4日かつ月64時間以上勤務	7
		1日4時間・週3日かつ月48時間以上勤務	5
②産前産後		産前6週・産後8週の期間	6
③保護者の 疾病等	入院または入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合	10	
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合	7	
	疾病などにより、保育に支障がある場合	5	
④障 害	身体障害者手帳等1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けていて、保育が常時困難な場合	10	
	身体障害者手帳3～4級、療育手帳B1の交付を受けていて、保育が著しく困難な場合	8	
	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳の交付を受けていて、保育が困難な場合	6	
⑤同居人親族の 介護・看護	臥床者、重度障害者の介護、看護のため、週30時間以上保育が困難な場合	9	
	病人、障害者の介護、看護のため、週16時間以上保育が困難な場合	7	
	病人、障害者の介護、看護のため、週12時間以上保育が困難な場合	5	
⑥災害・復旧		震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合	10
⑦ 就 学	就労に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に月120時間以上就学している場合	8	
	就労に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に月64時間以上就学している場合	6	
⑧ 求 職 中		求職中である場合	3
⑨ ひとり親	1日4時間・週4日かつ月64時間以上勤務している場合	10	
	1日4時間・週3日かつ月48時間以上勤務している場合	9	
	求職中で保育ができない場合	7	



(2) 調整点数

	内 容	点数	該当する要件	
保育の代替手段	児童を同居の親族（65歳未満）もしくは祖父母（65歳未満で保護者と概ね同一区域在住）に預けることが可能である場合	-3		
	利用申し込み時点で、申込事由を理由として、申込児童について、認可外保育施設等を週4日以上、有償で利用している場合	4		
	利用児童以外の子の育児休業取得により退園し、復職時に申込をする場合	5		
	認可保育施設、小規模保育事業、地域型保育事業の卒園児である場合	3		
	きょうだいが在園している保育園等に転園の申込をする場合、または転居・転職等により通園が困難な場合	3		
世帯の状況	保護者が身体障害手帳1～2級・精神障害者保健福祉手帳1～2級・療育手帳Aの交付を受けている場合	4	④障害を除く	
	保護者が身体障害手帳3級以下・精神障害者保健福祉手帳3級・療育手帳B1以下の交付を受けている場合	3		
	同居親族に、身体障害者手帳3級以上、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者がいる場合（当該児童または保護者がこれらの手帳を所持している場合を除く）。または要介護1以上の認定者がいる場合	2	⑤介護・看護を除く	
	看護、介護が必要な同居親族が複数いる場合	2		
	継続的な入院等、医療を必要としているきょうだい児童の介護を行っている場合（施設入所、通園、通学の付き添いについては除く）	2		
	常時看護、介護が必要な別居親族がいる場合	2		
	ひとり親	ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいない場合	10	
		ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいる場合	-1	
	生活保護世帯で、就労による自立につながるが見込まれる場合	10		
就労状況	認定こども園に入所している子どもが1号から2号に認定区分が変更となり、引き続き当該施設を利用する場合	5		
	国内・国外にかかわらず単身赴任をしている場合	3		
	雇用主が保護者の配偶者もしくは保護者の三親等以内の親族である場合	-5		
	居宅外自営業であるが、職場が自宅と併設している場合	-3		
	就労活動のうち、就労開始時期が未定の場合	-2		
	就労活動のうち、求職活動状況の証明・内定の書類がある場合	2		
	幼稚園教諭、保育教諭、保育士、放課後児童クラブの指導員として勤務を常態とする場合	10		
きょうだいの状況	きょうだいが同時に申込をする場合	3		
	すでにきょうだいが保育園等を利用している場合（転園申し込み除く）	5		
	きょうだいに保育園等への利用および利用申込のない未就学児童がいる場合。（当該児童が介護・看護の対象児童である場合・幼稚園の預かり保育を利用している場合を除く）	-5		

## 個人番号（マイナンバー）の記入と本人確認書類提示のお願い

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」という。）の施行により、個人番号（マイナンバー）の申告が必要となりました。

これは、保育料等を決定するための税情報の取得やひとり親世帯等であるかなどの業務に利用するためとなっています。

個人番号の記入が必要なのは、入所児童とその保護者および世帯員（兄弟および同居祖父母等を含む）の原則全員となります。

また、個人番号を使用する手続きの際には、他人の成りすまし等を防止するため、申請者の本人確認を行います。

本人確認では、

- 1) 正しい個人番号であることの確認（番号確認）と
- 2) 手続きを行っている方が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。

### 本人確認書類の提示をお願いします。

- 1) 番号確認 ※記載された世帯全員分が必要となり、次のいずれか1点で確認します
  - 1 個人番号（マイナンバー）カード（顔写真付き）
  - 2 個人番号通知カード
  - 3 個人番号付きの住民票
- 2) 身元確認書類 ※窓口で提出される方の身元確認を行います
  - 1 個人番号（マイナンバー）カード（顔写真付き）
  - 2 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書、その他官公署発行の顔写真付き身分証明書等で、  
①氏名、②生年月日または住所 の記載のあるもの。
  - 3 身元確認書類1または2がない場合は、健康保険の被保険者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、年金手帳、その他【官公署または法人（勤務先等）から発行された身分証明書等】から2つ以上

※本人確認を行うのは、申請者となる保護者（父または母）です。

※祖父母など、保護者（父または母）以外の代理の方が申請書を提出する場合は、代理の方の上記身元確認書類で身元確認ができるものをご持参ください。

# マイナポータルを利用した電子申請方法について

## (1)電子申請が可能な方

- 2・3号認定を希望され、保育園もしくは認定こども園保育園部を希望される方  
※1号認定を希望され、認定こども園幼稚園部を希望される方は電子申請はできません。

## (2)電子申請に必要なもの

①と②または③

- ① マイナンバーカードおよび暗証番号
- ② マイナンバーカード対応のスマートフォン
- ③ インターネットに接続できるパソコン+ICカードライター（マイナンバーカード対応のもの）

## (3)申請手順

<p>①マイナポータルにアクセス <a href="https://myrna.go.jp/SCK1501_02_001/SCK1501_02_001_Init.form">https://myrna.go.jp/SCK1501_02_001/SCK1501_02_001_Init.form</a> ※事前にマイナポータルアプリのダウンロードをし、利用者登録が必要です。</p>	
<p>②市区町村を選択で、「小浜市」と入力</p>	<p>1 市区町村を選択 <b>必須</b></p> <p>郵便番号または市区町村名を入力</p> <p>小浜市 (福井県) <span>検索</span></p> <p>福井県 ▼ 小浜市 ▼</p>
<p>③検索条件を設定で、「子育て」に✓を入れ、「この条件で検索」を選択</p>	<p>2 検索条件を設定 <b>必須</b></p> <p>検索方法を選択</p> <p><input checked="" type="radio"/> カテゴリ <input type="radio"/> キーワード</p> <p>カテゴリを選択 (複数選択可)</p> <p>すべて選択 選択を解除</p> <p><input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input checked="" type="checkbox"/> 子育て</p> <p><input type="checkbox"/> 引越し・住まい <input type="checkbox"/> 高齢者・介護</p> <p><input type="checkbox"/> ご不幸 <input type="checkbox"/> 健康・医療</p> <p><input type="checkbox"/> 防災・被災者支援 <input type="checkbox"/> 救急・消防</p> <p><span>この条件で検索</span></p>

<p>④「令和6年度保育施設等の入園申込（兼教育・保育給付認定申請）」を探し、「詳しく見る」を選択</p>	
<p>⑤説明事項を確認し、「申請する」を選択</p>	
<p>⑥電子署名の動作環境確認画面にて、必要事項に✓を入れ、「次へすすむ」を選択</p>	
<p>⑥入力案内に従い、必要事項や必要な書類を添付する</p> <p>※以下の流れで入力案内</p> <p>step1 申請者情報を入力</p> <p>step2 申請情報入力</p> <p>※入園・転園申込内容の入力</p> <p>step3 入力不要</p> <p>step4 入力内容確認</p> <p>step5 添付書類登録</p> <p>※就労証明書等、保育が必要なことの証明書類や、児童発達状況表等を添付してください。</p> <p>※添付書類は必ずデータで、鮮明に読み取れるPDFか画像でアップロードしてください。</p> <p>step6 電子署名・送信</p>	
<p>⑦完了</p>	

### 3. 保育料・副食費について



#### (1) 保育料

##### ア 算定方法について

- ・保育料は、児童を養育している父母等の市民税の所得割額と保育必要量によって、0円（無料）から51,200円の範囲で決定します。

※右のQRコードを読み込みと、金額表が表示されます。



- ・一方で、多子世帯など、一定の要件を満たす世帯に関しては、減免の措置があります。詳しくは次ページをご確認ください。
- ・なお、3歳児（年少）以上の保育料は無料となります。ただし、無料の対象は保育料（保育にかかる費用）で、副食費（給食代）や行事にかかる費用などは、保護者の実費負担となります。

（注意）保育料とは別に、施設により教材費等の実費負担が必要な場合があります。

##### イ 保育料の切り替え

- ・保育料は、毎年4月と9月の年2回切り替えを行っています。（4月は年齢変更による決定、9月は税額年度の変更による決定です。）
- ・なお、4月～8月分は前年度の市民税額を基に算定し、9月～3月分は当年度の市民税額を基に算定します。
- ・正式な保育料については、4月入園の方は3月中旬に、5月以降入園の方は入園月の前月に通知させていただきます。

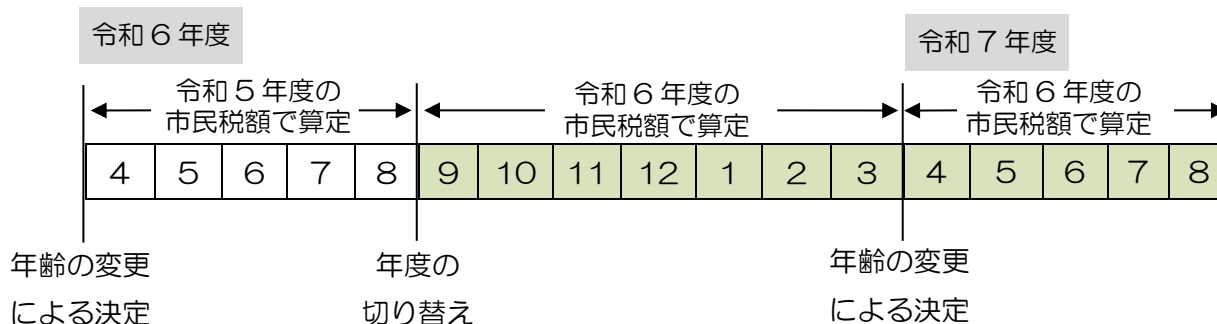
#### 《令和6年度の保育料・副食費のイメージ》

##### ※令和6年4月～令和6年8月分の保育料

令和5年度（令和4年1月～12月中の所得）の市民税額を基に算定

##### ※令和6年9月～令和7年3月分の保育料・副食費

令和6年度（令和5年1月～12月中の所得）の市民税額を基に算定



## ウ 保育料の軽減措置について

小浜市ではいくつかの保育料の軽減措置があり、代表的なものを下記に記載します。

### 【保育料が無償になるケース】

1. 第3子以降の場合
2. 父母の市民税合算額が非課税世帯である場合
3. 第2子のうち、父母の市民税所得割額の合算額が169,000円未満の世帯の場合

《上記1～3のイメージ》

	市民税非課税世帯	市民税所得割合算額 169,000円未満世帯	市民税所得割合算額 169,000円以上世帯
第1子 	無償		
第2子 	無償	無償	
第3子以降 	無償	無償	無償













※出生順位の数え方について、保護者と生計を一にする子に限ります。

したがって、就労等により、一定以上の収入がある子がいる場合は、当該子どもはカウントの対象外となります。

### 【保育料が半額になるケース】

保育園・認定こども園を利用している子が複数いる場合の、2人目の保育料

※なお、利用している園について、同一であるか否かは問いません。

<p>(例) Aさん・Bさんとも C保育園を利用している場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">C保育園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">Aさん</td> <td style="text-align: center;">Bさん</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">全額</td> <td style="text-align: center;">半額</td> </tr> </tbody> </table>	C保育園		Aさん	Bさん			全額	半額	<p>(例) AさんはC保育園、 BさんはD保育園を利用している場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>C保育園</th> <th>D保育園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">Aさん</td> <td style="text-align: center;">Bさん</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">全額</td> <td style="text-align: center;">半額</td> </tr> </tbody> </table>	C保育園	D保育園	Aさん	Bさん			全額	半額
C保育園																	
Aさん	Bさん																
																	
全額	半額																
C保育園	D保育園																
Aさん	Bさん																
																	
全額	半額																

※ただし、上記の「無償になるケース」に該当する場合は、そちらが優先されます。

## (2) 副食費

### ア 副食費（給食代・3歳以上児のみ）の算定方法について

- 3歳児（年少）以上の児童の保育料は、令和元年10月からスタートした幼児教育・保育の無償化により無料ですが、別途副食費が必要となります。
- 副食費は、おかずやおやつといった給食にかかる実費の一部で、父母等の市民税所得割額が一定以上ある方について、徴収対象となります。
- なお、徴収対象者となった方のうち、公立保育園を利用する方は一律4,500円（月額）となります。  
※私立保育園・私立認定こども園の副食費は各施設にお問い合わせください。  
※今後、金額が変更となる可能性があります。
- 一方で、多子世帯など、一定の要件を満たす世帯に関しては、減免の措置があります。

1号認定子どもの副食費は  
こちらから ⇒



2号認定子どもの副食費は  
こちらから ⇒



### イ 副食費の切り替えについて

- 副食費は、毎年4月と9月の年2回切り替えを行っています。  
（4月は年齢変更による決定、9月は税額年度の変更による決定です。）
- なお、4月～8月分は前年度の市民税額を基に算定し、9月～3月分は当年度の市民税額を基に算定します。（前ページを参照）





## 4. その他の保育サービス



### (1) 延長保育

保護者の方の勤務時間や通勤時間などのやむを得ない事情により、保育標準時間または保育短時間の時間を超えて保育を必要とするお子さんのために、「延長保育」を実施しています。

実施施設	実施時間
浜っ子こども園	19時まで
チューリップ保育園	19時30分まで
やまなみ保育園	19時まで
認定こども園聖ルカ幼稚園	19時まで
認定こども園そらのとりこども園	19時まで
バンビーナ	19時まで
聖ルカ乳児保育園	19時まで

※別途延長保育料が必要です。

### (2) 土曜保育

保護者の勤務等により、土曜日においても保育を必要とするお子さんのために、「土曜保育」を実施しています。

利用施設	実施先
公立園を利用しているお子さん	浜っ子こども園
私立園を利用しているお子さん	各施設

### (3) 病児・病後児保育

お子さんが病氣中または病氣回復期にあって集団保育が困難であり、保護者がやむを得ない事情により家庭で保育ができない場合に、一時的にお子さんをお預かりします。

施設名	施設類型	所在地	電話番号
とまと	病後児対応	後瀬町 5-2 (小浜病院に隣接)	0770-52-0440
バンビーナサポート	病児および 病後児対応	多田 2-2-2 (中山クリニックに隣接)	0770-56-2631

※別途利用料が必要です。利用にあたっては、事前に各施設にお問い合わせください。

※高浜町およびおおい町の病児・病後児保育施設の利用も可能です。

詳しくは、子育て支援サイト「すくすくおばまっ子」をご確認ください。

<https://www1.city.obama.fukui.jp/obm/kosodate/826>





## (4) 一時預かり

### ア 1号認定こどもを対象とした一時預かり（預かり保育）

1号認定を受けた在園児童が、教育時間の前後または長期休業日などに一時的に家庭での保育が困難な場合、教育時間を超えて利用することができます。

お子さんの利用施設	実施時間(平日)	備考
認定こども園聖ルカ幼稚園	14:30~18:30	•各園を利用する1号こどものみが対象 •長期休業日（夏休み期間等）も実施
認定こども園そらのとりこども園	14:30~18:30	

※別途利用料が必要です。

### イ 非在園児を対象とした一時預かり

保育園等を利用されていないお子さんについて、保護者の突発的な就労や育児疲れなどにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合に、お子さんをお預かりします。

実施施設名	所在地	電話番号
はましんわくわくステーション	小浜白鬚 112	0770-52-2505
ハーツわくわくくらぶ	遠敷 9 丁目 501	0770-56-4880
三びきのこぶた保育園	遠敷 8 丁目 204-1	0770-56-3833
(R5.12~予定) 小浜市子育て支援センター	南川町 4-31 (小浜市健康管理センター内)	(未定)

※別途利用料が必要です。詳しくは、子育て支援サイト「すくすくおばまっ子」をご確認ください。

<https://www1.city.obama.fukui.jp/obm/kosodate/345>

※利用にあたっては、事前に各施設にお問い合わせください。



## (5) 広域入所保育

保護者の勤務状況により、市内の保育施設ではお子さんの送迎が困難な場合や、里帰り出産などに伴い、小浜市外の保育施設を希望される場合は、事前に子ども未来課までご相談ください。

## 5. 市内の教育・保育施設一覧



※各施設のパンフレットを、以下の Web ページに掲載しています。

(Web ページ上で施設名をタップすると、表示されます)

<https://www1.city.obama.fukui.jp/obm/kosodate/4696>



### 【保育園】

	公私	経営主体	住所	電話番号	定員	受入可能な年齢	受入時間
国富保育園	公立	小浜市	栗田	52-5683	60	1 歳児～5 歳児	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">標準時間</div> 7:30～ 18:30  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">短時間</div> 8:30～ 16:30
遠敷保育園			遠敷	56-0432	110		
口名田保育園			中井	58-0212	60	0 歳児～5 歳児	
中名田保育園			和多田	59-0102	30	1 歳児～5 歳児	
加斗保育園			飯盛	53-3049	40		
内外海保育園			甲ヶ崎	53-0554	40		
松永保育園			上野	57-1822	45		
宮川保育園			竹長	57-1723	19		
聖ルカ乳児保育園 ※R6.4 より南川町 に移転新築予定	私立	社会福祉法人 聖ルカ会	(～R6.3) 千種 (R6.4～) 南川町	53-1538	(～R6.3) 60 (R6.4～) 80	0 歳児～2 歳児	
チューリップ保育園			社会福祉法人 清菱会	伏原	53-2125	105	0 歳児～5 歳児
やまなみ保育園			社会福祉法人 清菱会	水取	53-2873	150	
はましんわくわく ステーション			NPO 法人 わくわくくらぶ	白鬚	52-2505	19	0 歳児～2 歳児
バンビーナ	医療法人 三愛会	多田	56-5631	19			

【認定こども園】

施設名	公私	経営主体	住所	電話番号	定員	受入可能な年齢	受入時間
浜っ子こども園	公立	小浜市	川崎	52-0142	1号 70 2・3号 130	0歳児～ 5歳児	1号 8:30～14:00 2・3号 標準時間 7:30～18:30 短時間 8:30～16:30
認定こども園 聖ルカ幼稚園	私立	学校法人 聖ルカ学園	千種	52-0995	1号 24 2・3号 76		1号 8:30～14:30 2・3号 標準時間 7:30～18:30 短時間 8:00～16:00
認定こども園 そらのとりこども園		社会福祉法人 聖ルカ会	和久里	56-5677	1号 15 2・3号 140		1号 8:30～14:30 2・3号 標準時間 7:30～18:30 短時間 8:30～16:30

【認可外保育施設】

※利用にあたっては、直接各施設にお問い合わせください。

施設名	公私	経営主体	住所	電話番号	定員	受入可能な年齢
三びきのこぶた保育園	私立	株式会社	遠敷	56-3833	15	0歳児～2歳児
ハーツわくわくらぶ	私立	NPO法人	遠敷	56-4880	10	0歳児～2歳児



## 6. 入園に関するよくあるお問い合わせ



**Q 令和6年4月15日で1歳となる子どもについて、4月15日から1歳児クラスで預けることは可能ですか？**

A お子さんが何歳児クラスに該当するかは、当該年度の4月1日時点で何歳かという考え方に基づきます。したがって、上記の場合4月1日時点では0歳であるので、令和6年度中は0歳児クラスとなり、4月15日に1歳の誕生日を迎えたとしても1歳児クラスでのお預かりはできません。

《参考》 R6年度のクラス早見表

生年月日	クラス
R5.4.2以降	0歳児
R4.4.2～R5.4.1	1歳児
R3.4.2～R4.4.1	2歳児
R2.4.2～R3.4.1	3歳児（いわゆる“年少”）

**Q 育児休業からの復帰に伴い、子どもを預けようと考えていますが、慣らし保育があるとのことで、入園日はどのように記入すればよいですか？**

A お子さんが0～2歳児の場合、約1か月間かけて慣らし保育を行っていきます。慣らし保育期間中は午前中のみで保育終了となる日もあるため、復職してからでなく、育児休業中でのお預かりも可能としています。この場合、入園日は復職日の1か月前の日としてください。（例：7月18日が復帰日である場合：入園は6月18日から可能です。）

**Q 保育標準時間の要件として、月120時間以上の就労が必要とのことですが、月間120時間未満で8時から15時までの勤務の場合、朝が延長保育となるので、毎日延長保育料金を払わなければならないのですか？**

A 保護者の経済的負担を考慮し、常態的に延長保育となる場合は、保育標準時間を取得できる要件を満たしていなくても、朝もしくは夕方のみ保育標準時間を取得できることとしています。したがって、上記の場合、朝のみ保育標準時間を利用できます。

**Q 申請後、家族状況が変化しました。何か申請は必要ですか？**

A 申込内容から変更が生じたときは、速やかに小浜市役所子ども未来課までご連絡ください。状況に応じて必要な書類等をご連絡させていただきます。

**Q 公立保育園と私立保育園は何が違うのですか？**

A 公立保育園は小浜市が、私立保育園は社会福祉法人等が設置運営をしています。どちらも認可保育園ですので、市が同じ基準で入園の選考を行い、同じ基準で保育料を決定します（公立でも私立でも同じ保育料となります）。ただし、保育内容については園の方針により違いがあり、私立保育園のほうがより独自性のある保育をしている場合がありますので、各園の入園のしおりの閲覧や、園見学をされた上での申し込みをおすすめします。

**Q きょうだいで申込を行う場合、保育を必要とする証明書(就労証明書等)は2通必要ですか？**

A 1通のみで結構です。どちらかに原本を添付いただき、他方にコピーを添付いただければ結構です。ただし、申込書と児童発達状況表については、それぞれにご記入ください。

**Q 求職活動での申込の場合、保育短時間での利用となりますが、就職が決定した場合、保育短時間では送り迎えが間に合わないので、保育標準時間への変更は可能ですか？**

A 可能です。保育短時間から保育標準時間（あるいはその逆）への切り替えは、1か月単位で変更を受け付けており、申請した翌月から適用となります。その際には、変更申請書と就労証明書の提出が必要となります。

**Q 小浜市に転入予定ですが、申込はできますか？**

A 可能です。申込書類に現住所と転入後の住所の両方をご記入ください（転入後の住所が不確定の場合は省略可）。

なお、入園にあたっては、必ず入園日までに転入の手続きを済ませてください。転入が確認できない場合は、入園を取り消す場合があります。

**Q 郵送でも書類提出は可能ですか？**

A 可能です（申込締切日の消印有効）。なお、郵送の場合、通常の申し込みに加えて以下の2点を追加でご提出してください。

①マイナンバーが確認できる資料のコピー

②運転免許証など顔写真入りの本人確認資料のコピー

※ただし、顔写真入りのマイナンバーカードの場合は、①と②を兼ねることができます。

**※その他ご不明な点等は、下記までお問い合わせください。**

**【お問い合わせ】**

小浜市役所子ども未来課

〒917-8585 小浜市大手町 6-3

TEL:0770-64-6013 MAIL:kodomomirai@city.obama.lg.jp